

保育利用区分及び延長保育について

◎利用区分(保育の必要量)

保育認定（2号・3号）では保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間が2種類に区分されます。

利用区分	就労時間	1日の保育時間
保育標準時間	月120時間以上 (フルタイム労働を想定)	最長11時間
保育短時間	月48時間以上120時間未満 (パートタイム労働を想定)	最長8時間

※両親いずれかの就労時間が120時間未満の場合は「保育短時間」となります。

※「保護者の疾病・障がい」、「家族の介護・看護」及び「就学」など就労以外の事由については、「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに区分します。

◎短時間保育認定における延長保育料について

短時間保育認定の方が利用時間(8時間)を超えて利用する場合、延長保育となり別途延長保育料が発生します。

①11時間の開所時間を超える延長保育

延長利用1時間あたり100円

②11時間の開所時間内における延長保育(保育短時間の基本利用時間(8時間)を超える延長保育)

延長利用1時間あたり100円

7:00	8:00		16:00	17:00	18:00	19:00
保育標準時間利用（11時間）						延長保育 100円
延長保育 100円	保育短時間利用（8時間）				延長保育 100円	延長保育 100円
←	開 所 時 間					→ 時間外

※保育短時間の基本利用時間を8時から16時までと設定している施設の場合、短時間認定の方が8時以前及び16時以降利用した場合は、延長保育となります。

※11時間の開所時間内において、保育短時間の基本利用時間(8時間)を超える利用の場合は、延長保育料(1時間当たり100円)が発生します。

※11時間の開所時間を超える(18時以降)利用の場合は、延長保育料(1時間当たり100円)が発生します。

※町外施設については、基本利用時間が異なりますので、各施設にお問い合わせください。